

## 川崎じもと応援券（第2弾）事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促し、市内循環を図ることで、早期の経済回復を目的として発行する川崎じもと応援券（第2弾）の事業について、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 川崎じもと応援券（第2弾） 前条の目的を達成するために、市によって販売される様式第1号の文書をいう。
- 二 購入対象者 市内在住・在勤・在学者
- 三 特定取引 川崎じもと応援券（第2弾）が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- 四 利用店舗 特定取引を行い、受取った川崎じもと応援券（第2弾）の換金を申出ることができる事業者として登録された者をいう。
- 五 事務局 利用店舗の募集や川崎じもと応援券（第2弾）の販売・換金等に係る事務を実施する、市から委託を受けた者をいう。

### （川崎じもと応援券（第2弾）の価格等）

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、購入対象者に川崎じもと応援券（第2弾）を販売する。

- 2 川崎じもと応援券（第2弾）の販売単位は、一単位（一冊）当たり1万円とする。
- 3 川崎じもと応援券（第2弾）の一枚あたりの額面は1,000円とし、一冊12枚綴りとする。

### （川崎じもと応援券（第2弾）の使用範囲等）

第4条 川崎じもと応援券（第2弾）は、利用店舗との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 川崎じもと応援券（第2弾）の使用期間は、令和3年7月16日から令和4年3月31日までの間とする。また、市は必要に応じて、別に定めるところにより、使用期間を延長できるものとする。
- 3 特定取引に使用された川崎じもと応援券（第2弾）の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、利用店舗からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われな

- 4 川崎じもと応援券（第2弾）は、売買及び交換を行うことができない。ただし、市が認めたときは、この限りではない。
- 5 川崎じもと応援券（第2弾）は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
  - 一 出資や債務の支払（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
  - 二 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
  - 三 たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ（電子たばこを含む）
  - 四 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
  - 五 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払
  - 六 現金との換金、金融機関への預入
  - 七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払
  - 八 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
  - 九 その他、各利用店舗及び川崎市が適当と認めないもの

（川崎じもと応援券（第2弾）の購入申込）

- 第5条 川崎じもと応援券（第2弾）の購入を希望する者は、市が別に定める方法により、川崎じもと応援券（第2弾）事務局へ申込を行う。
- 2 市は川崎じもと応援券（第2弾）の購入申込を行った者に、当選通知書兼払込取扱票を送付する。
  - 3 市は購入申込を行った者の希望冊数が発行冊数を上回る場合は、抽選方式により、当選通知書兼払込取扱票の交付者を決定することができる。
  - 4 川崎じもと応援券（第2弾）の一申込期間あたりの購入申込限度冊数は一人5冊とする。
  - 5 前項による申込期間は令和3年4月22日から5月24日まで及び10月1日から10月18日までとする。市は、購入申込を行った者の希望冊数が発行冊数を下回る場合は、新たに申込期間を設けることができる。

（川崎じもと応援券（第2弾）の購入）

- 第6条 当選通知書兼払込取扱票の交付を受けた購入対象者は、市が別に指定した場所において、当選通知書兼払込取扱票により、川崎じもと応援券（第2弾）の購入代金を支払うことができる。
- 2 市は前項の規定に基づき、購入対象者が支払った購入代金の入金を確認した後、郵送

により、購入対象者が指定した住所に川崎じもと応援券（第2弾）を送付するものとする。

（利用店舗の参加条件）

第7条 川崎じもと応援券（第2弾）の利用店舗に応募できる事業者は、以下の各号を満たすものとする。

- 一 届出住所が川崎市内であり、かつ市内に事業所・店舗等を有する者
  - 二 前号のうち、事業所・店舗等を運営する事業者の常時使用する従業員の数が、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する（下記、別表第1）会社及び個人または同条第5項に規定する事業者該当する者
  - 三 第一号及び第二号に該当し、川崎市内の店舗等のみにおいて応援券の使用を制限出来る者
  - 四 届出住所又は活動の拠点が市内であり、本市の「活力と魅力あふれる力強い都市づくり」などの施策と密接な連携を図っている事業者等については、具体的な関連性を判断した上で、第一号から第三号までによらず対象とする。
- 2 次の各号に定める事業者は、前項によらず対象外とする。
- 一 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
  - 二 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
  - 三 「応援券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
  - 四 川崎市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
  - 五 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
  - 六 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - 七 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
  - 八 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加

- える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき
- 九 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- 十 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(利用店舗の登録等)

第8条 市は、募集要項を作成して利用店舗を募集し、応募した事業者について募集要項の参加条件等を確認の上、登録する。登録した利用店舗については、ホームページなどで公開する。

- 2 市内の商店街振興組合等は、その構成員である事業者に代わって、前項の応募をすることができる。

(利用店舗の責務)

第9条 利用店舗は、特定取引において川崎じもと応援券（第2弾）の受取を拒んではならないこと、川崎じもと応援券（第2弾）の売買及び交換を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築すること、その他の前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。ただし、市が認めたときは、この限りではない。

- 2 市は、利用店舗が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該利用店舗の登録を取消すことができる。

(川崎じもと応援券（第2弾）の換金手続)

第10条 市は、特定取引において川崎じもと応援券（第2弾）が使用された場合は、利用店舗に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、利用店舗は、事務局に令和4年3月31日までの特定取引において受取った川崎じもと応援券（第2弾）の半券又はデータを提出して、券面記載の金額での換金を申出る。
- 3 換金の方法は、利用店舗の預金口座への振込による。振込は、別に市が指定する日において、別に市が指定する日までに利用店舗から提出を受けた川崎じもと応援券（第2弾）について行う。
- 4 利用店舗は、事務局に対し、別に市が定める日までに川崎じもと応援券（第2弾）の換金を申出なければならない。

(川崎じもと応援券（第2弾）に関する周知等)

第11条 市長は、川崎じもと応援券（第2弾）事業の実施に当たり、販売方法、利用店舗等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月7日から施行する。

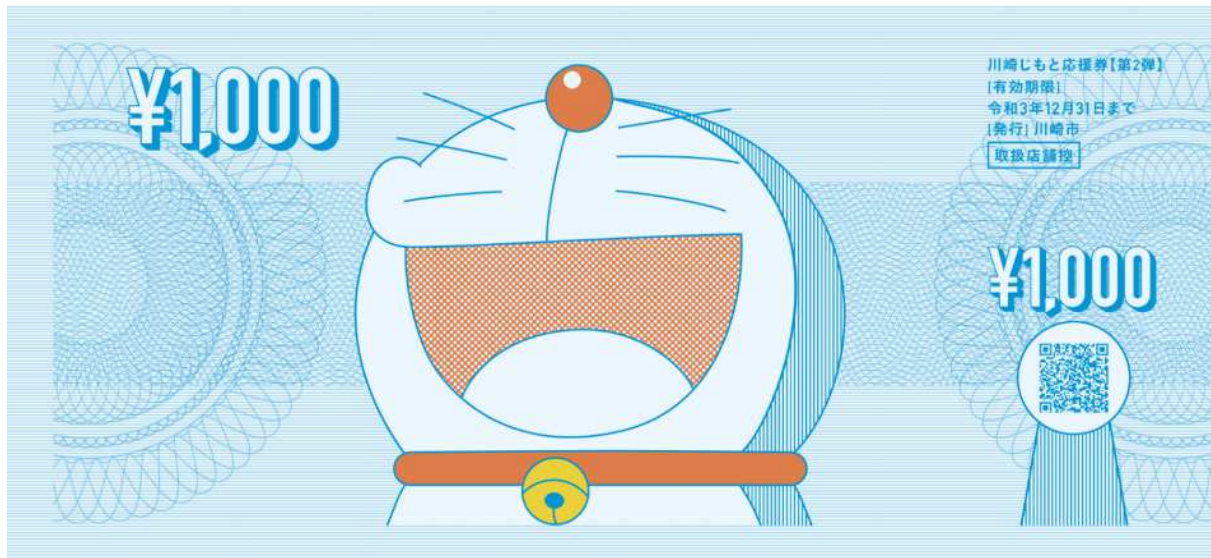
この要綱は、令和3年9月14日から施行する。

別表第1 第7条関係

製造業その他	従業員 300 人以下の会社及び個人
卸売業	従業員 100 人以下の会社及び個人
小売業・飲食業	従業員 50 人以下の会社及び個人
サービス業	従業員 100 人以下の会社及び個人

様式第1号 川崎じもと応援券（第2弾）

（表）



（裏）

